

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月29日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第1号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付手数料	<省略>	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部</u> 若しくは一部を証明した書面の交付手数料	<省略>
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円		

<p>条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料</p>			
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>	<p><省略></p>	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</p>	<p><省略></p>
<p>戸籍法第120条の3第2項</p>	<p>除籍電子証明書提供</p>		
<p>の規定に基づく除籍電子証明</p>	<p>用識別符号1件につ</p>		

<p>書提供用識別符号の発行（情き700円 報通信技術を活用した行政の 推進等に関する法律第7条第 1項の規定により同法第6条 第1項に規定する電子情報処 理組織を使用する方法により 除籍電子証明書提供用識別符 号の発行を行う場合（当該発 行に係る除籍電子証明書の請 求が同項の規定により同項に 規定する電子情報処理組織を 使用する方法により行われた 場合に限る。）における当該 発行及び除籍電子証明書提供 用識別符号の発行に係る除籍 電子証明書の請求を行う者が 同時に当該除籍電子証明書が 証明する事項と同一の事項を 証明する除かれた戸籍の謄本 若しくは抄本又は除籍証明書 の請求を行う場合における当 該発行を除く。）手数料</p>			
<p><省略></p>		<p><省略></p>	
<p>戸籍法第48条第1項（同法 第117条において準用する 場合を含む。）の規定に基づ く届出若しくは申請の受理の 証明書、同法第48条第2項 （同法第117条において準 用する場合を含む。）若しく は第126条の規定に基づく 届書その他市長村長の受理し た書類に記載した事項の証明 書又は同法第120条の6第 1項の規定に基づく届書等情</p>	<p><省略></p>	<p>戸籍法第48条第1項（同法 第117条において準用する 場合を含む。）の規定に基づ く届出若しくは申請の受理の 証明書又は同法第48条第2 項（同法第117条において 準用する場合を含む。）若し くは第126条の規定に基づ く書類に記載した事項の証明 書の交付手数料</p>	

報の内容の証明書の交付手数料			
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものを1件につき350円	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書類の閲覧手数料	書類1件につき350円
<省略>		<省略>	
備考 <省略>		備考 <省略>	

第2条 瀬戸市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,450,000円</u> 、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,720,000円</u> 、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,920,000円</u> 、5	消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,180,000円</u> 、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,410,000円</u> 、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,590,000円</u> 、5

	<p>0,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき<u>2,360,000円</u>、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき<u>2,740,000円</u>、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき<u>5,640,000円</u>、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき<u>7,240,000円</u>、400,000キロリットル以上のときは1件につき<u>8,790,000円</u></p>		<p>0,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,950,000円</u>、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき<u>2,270,000円</u>、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき<u>4,550,000円</u>、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき<u>5,820,000円</u>、400,000キロリットル以上のときは1件につき<u>7,070,000円</u></p>
	<省略>		<省略>
<p>建築基準法第88条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料</p>	<省略>	<p>建築基準法第88条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料</p>	<省略>
<p>建築基準法施行令第137条の12第6</p>	<p><u>1件につき27,000円</u></p>		

項の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係における制限の適用除外認定手数料					
建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の道路内における制限の適用除外認定手数料		1件につき27,000円			
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この	(1) <省略> (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。）建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この	(1) <省略> (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。）建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸数

表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）

数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）

が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内

		<p>内のときは1件につき17,900円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> <p>(3) <省略></p>			<p>のときは1件につき17,900円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> <p>(3) <省略></p>
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
<省略>			<省略>		
<u>建築物のエネルギー</u>	建築物エネルギー	建築物の床面積（特定建築行為に係る床面積（建	<u>建築物のエネルギー</u>	建築物エネルギー	建築物の床面積（特定建築行為に係る床面積（建

<p>一消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この部において同じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,</p>	<p>一消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この部において同じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,8</p>
---	--	---	--	--	---

		800円			00円
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</u>	<省略>	<省略>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</u>	<省略>	<省略>
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料		1件につき床面積の合計に応じ、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料欄に掲げる額の2分の1に相当する額</u> (その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て得た額)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料		1件につき床面積の合計に応じ、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料欄に掲げる額の2分の1に相当する額</u> (その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て得た額)
<u>建築物の</u>	<u>建築物の</u>	<省略>	<u>建築物の</u>	<u>建築物の</u>	<省略>

<p>エネルギー 一消費性 能の向上 等に関する 法律第 34条第 1項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 一消費性 能向上計 画認定申 請手数料</p>	<p>エネルギー 一消費性 能の向上 等に関する 法律第 35条第 1項各号 に掲げる 基準に適 合すると 市長が定 める機関 が認めた 場合又は 当該基準 に適合す ることを 証する書 類として 市長が定 めるもの が添付さ れている 場合（以 下この表 において 「計画適 合性確認 機関が認 めた場合 等」とい う。）</p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>
<p>エネルギー 一消費性 能の向上 に関する 法律第3 4条第1 項の規定 に基づく 建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 認定申請 手数料</p>	<p>エネルギー 一消費性 能の向上 に関する 法律第3 5条第1 項各号に 掲げる基 準に適合 すると市 長が定め る機関が 認めた場 合又は当 該基準に 適合する ことを証 する書類 として市 長が定め るものが 添付され ている場 合（以下 この表に おいて「 計画適合 性確認機 関が認め た場合等 」という 。）</p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>

<p>エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>ルギー消費性能基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p>		<p>エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>ギー消費性能基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p>	
<p><省略></p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>
	<p><省略></p>	<p><省略></p>		<p><省略></p>	<p><省略></p>
	<p><省略></p>	<p><省略></p>		<p><省略></p>	<p><省略></p>

省略>	省略>
<省略>	<省略>
<p>備考</p> <p>1から4まで <省略></p> <p>5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び同法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の部建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の項金額の欄に定める手数料について、建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）である場合における手数料の額は、同欄に規定する手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、同欄に掲げる手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。</p> <p>6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第11条の規定に基づく消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項金額の欄に規定する手数料について、建築物の用途が工場等で</p>	<p>備考</p> <p>1から4まで <省略></p> <p>5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び同法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の部建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の項金額の欄に定める手数料について、建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）である場合における手数料の額は、同欄に規定する手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、同欄に掲げる手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。</p> <p>6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第11条の規定に基づく消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項金額の欄に規定する手数料について、建築物の用途が工場等で</p>

ある場合における当該手数料の額は、同欄の規定にかかわらず、前項の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の款金額の欄の規定により算出した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当

る場合における当該手数料の額は、同欄の規定にかかわらず、前項の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の款金額の欄の規定により算出した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該

該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部の計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄の規定により算出した額とする。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあって

他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部の計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄の規定により算出した額とする。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあって

は、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

1 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

1 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

1 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)

る申請にあっては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

1 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

1 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

1 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に

に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

1 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

1 5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部基準適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄(2)に規定するものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

1 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

1 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部基準適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄(2)に規定するものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

<p>16 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)及びその他のものの項金額の欄(2)に規定するもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p>	<p>16 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)及びその他のものの項金額の欄(2)に規定するもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に申請を受理している消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可に係る手数料については、なお従前の例による。